

○ 真鶴

議会だより

第20号
平成15年8月
(2003年)



第14回真鶴野外芸術祭



町の鳥
いそひよどり

もくじ

6月定例会.....	2
5月臨時会.....	4
一般質問.....	5

平成十五年六月定例会は、六月二十日に会期一日で開きました。この定例会では、条例五件をはじめ、物品購入契約の締結一件、町道路線の廃止三件と補正予算二件が提案され、すべての議案は可決されました。また、意見案一件が提出され全員賛成で可決し、意見書を提出しました。

一般質問は、四人の議員が九項目にわたり行いました。

6月定例会

平成15年6月20日

平成十四年度真鶴町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報 告

テムの第二次サービスとして、住民票の広域交付及び住民基本台帳カードの交付が始まることに伴い、手数料の新設及び既定の手数料の運用の見直しについて、所要の改正がされました。

任共済等に関する法律施行令の一部改正が行われ、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に要する経費の増額が図られました。これに伴い本町条例でも増額の改定がされました。

真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について

(仮称)真鶴町地域情報センター建設事業に係る歳出予算の経費を平成十一年度に繰り越しましたことを、町長より報告がありました。

平成十四年度真鶴町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

平成十四年度真鶴町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

事故繰越しに係る歳出予算の経費を平成十一年度に繰り越しましたことを、町長より報告がありました。

真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴町非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われ、補償基礎額の引下げがなされました。これに準じて同様の改正がされました。

平成十四年度(仮称)真鶴町地域情報センター情報化機器購入事業に係る物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案され、全員賛成で可決しました。

真鶴町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町道路線

町道路線の廃止について

開発行為に伴い路線の一部が開発道路と重複し、一般的の交通の用に供する必要がなくなり、土地交換を行うため、町道路線が廃止されました。

路線名 真第277号線
起 点 真鶴町岩字先祖畑
終 点 二二二番地先

路線名 真第278号線
起 点 真鶴町岩字先祖畑
終 点 二三四番地先

路線名 真第279号線
起 点 真鶴町岩字先祖畑
終 点 二二〇番地先

契 約

物品購入契約の締結について

平成十四年度(仮称)真鶴町地域情報センター情報化機器購入事業に係る物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案され、全員賛成で可決しました。

終 点	真鶴町岩字先祖畑
路線名	真第279号線
起 点	二二六番地先

終 点	真鶴町岩字先祖畑
路線名	真第279号線
起 点	二二三番地先

平成十五年八月二十五日から
住民基本台帳ネットワークシステム

消防団員等公務災害補償等責

真鶴 議会だより

既定の歳入歳出予算にそれぞれ二千三百二十七万四千円を追加し、総額を三十一億五千八百二十七万四千円とするものです。歳入は、県支出金で、国補正予算を受けて緊急地域雇用創出特別対策市町村補助金の追加、繰入金で、不足財源調整措置として財政調整基金繰入金の追加と医療費確定による精算分として老人保健医療特別会計繰入金を追加することなどが主なものです。

歳出は、議会費で、議員報酬額の改定による報酬・手当等の追加、総務費の一般管理費で、臨時事務職員の人事費の追加、企画費で、半島保全利用計画策定に係る報償費の追加、土木費の道路維持費で、緊急雇用の補助金を受け道路施設管理台帳作成費の追加、また、教育費では、小学校費など各項目にわたり篤志家からの寄付を受けての備品購入事業費の追加などが主なものです。

一般会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算にそれぞれ二千三百二十七万四千円を追加し、総額を三十一億五千八百二十七万四千円とするものです。

補正予算

老人保健医療特別会計補正予算
(第二号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ五百五万三千円を追加し、総額を九億七千九百九十八万円とするものです。

十四年度の医療費確定による精算によるもので、歳入は、支

払基金交付金の医療費交付金の追加、歳出では、諸支出金の償還金と一般会計繰出金を追加するものです。

意見書

六月二十日意見案第一号として、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書が提出され、全員賛成で可決し、意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び経済財政政策担当大臣に送付しました。

神奈川県足柄下郡真鶴町議会

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国と共に徹底した行財政改革を推進すべきではあるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代にふさわしいものに切り替えていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき経済財政諮問会議において6月末を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に捉えて推進していくべきものと考える。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めると共に、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源多譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成15年6月20日

あなたも議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政の動きや議員活動、議会運営などを知る最も良い方法です。手続きは簡単です。お気軽におでかけください。

次の定例会は、9月に行われます。日程などは9月上旬の議会運営委員会で決まります。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

☎68-1131
内線 362~363

6月定例会で審議した議案と結果

議 案 名	審議結果
真鶴町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員賛成)
真鶴町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員賛成)
真鶴町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について	可決 (全員賛成)
物品購入契約の締結について（平成14年度（仮称）真鶴町地域情報センター情報化機器購入事業）	可決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可決 (全員賛成)
町道路線の廃止について	可決 (全員賛成)
平成15年度真鶴町一般会計補正予算（第1号）について	可決 (全員賛成)
平成15年度真鶴町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について	可決 (全員賛成)
「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について	可決 (全員賛成)

地方税法の一部を改正する法律が四月一日に施行され、これに伴い本町の税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を

真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について

専決処分

平成十五年第二回臨時会は、五月二十日に会期一日で開きました。

5月臨時会

平成15年5月20日

平成十四年度（仮称）真鶴町地域情報センター建設工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案され、全員賛成で可決しました。

工事請負契約の締結について

契 約

内容は、平成十四年度の歳入に不足が生じたため、その不足額を補てんするにあたり、予算措置を講じるのに急施をするため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでです。内容は、平成十四年度の歳入に不足が生じたため、繰上充用をしたものでです。

真鶴町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）について

要するため、地方自治法の規定により専決処分をしたもので。内容は、法人町民税の均等割の非課税措置を講じることによる条文の整備です。

Q1
まちづくり
条例の
堅持を

この条例は必要があつてできました。両町が合併すれば全部一度廃止になりますが、次の瞬間に生き返る手だてを今考えています。湯河原と協議して、当分の間、一町二制度のようなものができるであろうと想定しています。条例廃止は町民の合意によるので、合併があるうが、なからうが守つていこうと考えています。なお、県の都市計画区域の名称は、昭和二十五年以來、両町全域を一括した区域として、現在に至っているもので、県下には他にもいくつかこのようないま県が策定しようとしている都市計画区域では、真鶴、湯河原が一括して湯河原地区とされている。通常の都市計画区域ではひとくくりにできないいまちづくり条例の存在の重さと、今後も堅持して場合によつては適用区域の拡大を図る用意のあることを県に対し示すべきだ。

バブル崩壊後の不況と地価下落の対応策として、政府は都市計画法の改定を行い、土地の有効利用を図ると称して、建築基準法上の各種規制を大幅に緩め、あるいは取り外して、各地に高層建築群を出現させている。これは都心だけの「都市再生」現象でなく地方都市にも及んでおり、高層建築物が住宅地に侵入し、住環境や景観を破壊する現

Q1

まちづくり
条例の
堅持を

回
答

この条例は必要があつてできました。両町が合併すれば全部一度廃止になりますが、次の瞬間に生き返る手だてを今考えています。湯河原と協議して、当分の間、一町二制度のようなものができるであろうと想定しています。条例廃止は町民の合意によるので、合併があるうが、なからうが守つていこうと考えています。なお、県の都市計画区域の名称は、昭和二十五年以來、両町全域を一括した区域として、現在に至っているもので、県下には他にもいくつかこのようないま県が策定しようとしている都市計画区域では、真鶴、湯河原が一括して湯河原地区とされている。通常の都市計画区域ではひとくくりにできないいまちづくり条例の存在の重さと、今後も堅持して場合によつては適用区域の拡大を図る用意のあることを県に対し示すべきだ。

この小さな町の取り組みが教科書にも紹介され、全国の子供たちの胸に刻まれた事実は、全國的な自治体間競争において町民の誇りとするところだ。今後もしっかりと伝え、発展させるべきと思うが、町長の見解を伺う。



中川一政美術館

Q2
文化・芸術
ゾーンの
創設を

真鶴をこよなく愛し多くの詩

ていくことが大切だと思います。

で世間に紹介してくれた前田鉄之助さんの顕彰碑や三宅克己さんの中川一政美術館を中心とする文化・芸術ゾーンを創設し、町全体から自然の良さと歴史・文化を体感できるような工夫を進め、併せて中川一政美術館の存在をもっと広くPRする考えはないか伺う。

回 答

前田さんの碑については、以前何回も議員さんの質問を受け、同じように答えていました。当時はケーブルバスに沿った町道か駅ロータリーのどちらか整備の早い方に、と約束しました。長

い詩なので、駅前から点々と歩きながら読めるもの、あるいは、来年五月の小田急撤退後の半島利用計画で候補地と使う詩を考えて造ります。

三宅さんについては、以前にはあつたように記憶しますが、周囲の現況や、お住まいの方の意向を伺つて検討します。

Q3 枯損木の有効活用について

お林の道路に面した斜面に、造形的にも美しい楠あるいは椎の枯損木の切り株が放置され、風雨にさらされている。自然にかえすのが当然のこととはいえるが、木工細工の材料に利用するモニユメントとして活用すると、木工細工の材料に利用するような工夫はできないか。

回 答

従前から、松の木以外の枯損木は支障がない限り、自然に戻すのを基本としました。しかし、真鶴町を歩いたら日本の自然がわかるという横浜国大の宮脇名譽教授に講演してもらい、切り株の扱いについても権威ある教授の専門的な意見を聞いてみたいと考えます。そのうえで半島利用計画の中で、お林の歴史などを紹介するのに活用できるかどうか、展示スペースなども含めて検討してまいります。

Q4 町営住宅の建替えについて

平成十六年着工で完成予定を十八年度と目標を定めた、町営長坂住宅建替え事業の基本設計が示された。

町長はかねてより、この地域一帯を福祉ゾーンとしての拠点にする考えを示している。高齢者をお世話する若い人達の入居についてや、集会所を緊急時等

回 答

建設予定地

た中で新しい町ではできます。合併特例債で、福祉にこの事業が欲しいというものをまちづくり計画の中に組み入れていきたい。いつまでもつくりませんと言ふものでなく、真鶴一町では出来ないということです。

回 答

Q5 新高齢者保健福祉計画について

高齢者やハンディを持つている方々の終の棲家として環境のいいところでという願いです。そのためのケアが出来る若者や家族に入居していただき、高齢者と若者が一体となつて住める住宅を考えています。

在宅介護支援センター、シヨートステイ、二十四時間型などは、これからの合併を見据え

回 答

在宅介護支援センターを設置するには、専門職員の配置、二十四時間対応の体制を整える必

要があります。現在は対応できる施設がない現状です。当町では社会福祉協議会に委託して実施する事も考えますが、高齢者施設等の後方支援体制を整える必要があるので、今後関係機関と協議していきたいと思います。

広報・啓発については、高齢者施策が年々変わっていきますので、町の広報を活用し、きめ細かな啓発をしていきます。

現在、福祉・保健合同で、介護や転倒骨折の予防教室、いきいき健康体操教室などを実施しております。先日、各家庭に配布した真鶴生き活き保健ガイドの活用、レシピの統編も予定しております、更に充実させます。

湯河原町との合併論議の中で、懸念される事項に都市計画税問題がある。合併時の導入に際し、真鶴町では、税率を100分の0.2%にする、不均一課税の案である。真鶴町はきちんと都市基盤整備を進めてきている。今日

Q6 都市計画税 導入について

湯河原町では都市計画税を下水道ばかりか都市公園等に充当してきました。公共下水道の平成十七年度開始を控え、合併しないとしたら、受益者負担を求めます。するとしたら、とつてない湯河原町にあわせていくために都市計画税で賄うための協議を行い、導入は五年先までに順々に上げていく案で、町民に理解を求めていきたいと考えています。

交付税が減らされることで、国との合併に乗るつもりはありません。私どもは、いい町にするために努力しているんです。新しい町がよくなる方法は何か、真剣に考えていただきたいと思います。

車両と歩道の関係が錯綜して、危惧されている状況にあると判断をしております。現在、神奈川県の交通主管課が窓口になつて、駅前周辺の交通事情、横断歩道の設置場所、信号機の設置位置や国道・県道・町道、それ

これらの取り付け関係を抜本的に改修しなければならないという大筋は立てて、当然現地を調査した中で、各種団体、また、道路管理者あわせてヒアリングを行い、方策を検討しております。

それらを待つとまだ先になつてしまふので、ご指摘を受けましたことを先に警察署と具体的な協議に取りかかっていきたい

Q7 駅前の信号機の改善を

真鶴駅前の国道135号線交差点は、死傷事故が何件も起きている危険箇所である。町は、安全で快適な生活環境の形成の計画に交通安全対策を掲げている。駅前の信号機等の改善をしながら歩行者を守ることはできない。青信号を歩行者と車との時差式に変更することが緊急に必要ではないか。また、以前提案したスクランブル化の促進、音の出る信号機の設置など交通安全対策を講ずる考えはあるか。



Q8 半島利用計画について

半島内の車の乗り入れについては、賛否両論出てきている。

専門家に調査を依頼するなどし、きちんとした裏づけで納得のいく結論を出す必要があるのではないか。

サボテン公園は、駐車場としてだけでなく、観光客や住民の

安らぎの場として提供することで、集客効果は見込まれるので

はないか。

答

異論があつて結構ですが、専門家の話を聞くまでもなく車を乗り入れない方が、あの森に優

しいことは間違いないと私は確信を持っています。ただし、乗り入れない結果として、あの森をどのように公園化していくかについて、専門家に意見を求めていきます。

サボテン公園の先端は、いい景観の場所です。あれほどすばらしい眺めの所はありませんから、あの先端まで車を止めるなんてばかな考えはしません。先端から内袋へのアクセスも考えていきたいということも含めて、半島利用計画をたてていこうということです。

答

疑問の声が出ている。合併に対する町長の考え方を伺いたい。



お林

Q9 合併問題について

これまでの質問等で町長は、湯河原町との合併は、国による押しつけではないと答弁している。しかし、結果としては、国の押しつけのレールに乗っててしまっているのではないか。ゆめまちづくりビジョンでも、国や県の一般論が大半であり、湯河原町との合併の是非を判断できる情報は開示されていない。協議会の論議の方法についても

さくさに紛れてうまい汁を吸おうなんてところが出てきたら、それは住民の肩に全部背負い込むことになりますから、住民の負担を軽くするために、こういう作業を合併の中でやり、新しくまちづくり計画を立てるのです。その計画が立派なら議会は議決してくれるだろうし、町民は喜んで受けてくれるだろうし。これが自主性のある合併ということです。

真鶴町議会報編集委員会
委員長 神野秀子
委員 青木透
長谷川勝己
黒岩宏次
青木茂
奥津光隆



編集後記

敗戦から五十八回目の終戦記念日を迎えた。晴れ渡った青空の下、雑音の中でからうじて聞き取れる言葉を父母、叔母、姉妹して近所の人達とともに聞いたあの日がつい昨日のように思い出される。大人たちの様子から戦争の終わつたのを知つた少年は、これで殺されなくてすむのだという安堵感といいしれない空しさを感じた。戦争の実態を知らされるにつれ、子ども心にも一度と戦争をしてはならないと思った。平和こそすべての基本。いま高齢者の仲間に入り、明日を担う若者たちを絶対に戦場に送つてはならないと思う。